

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
305	9(4)	暫定基準(第2次案)等に対して寄せられた主なご意見(個別の基準値に係る意見を除く)のNo.2への回答から後半の「使用された農薬等に関する情報を収集し、それに従って検査をすることが合理的であると考えます。」以下の文章「例えば、当該農産物に使用した農薬の履歴があるのであればそれらの農薬を、防除基準や防除歴が設定されているのであれば、その対象農薬を検査することが適当と考えています。本制度の告示にあたっては、このような内容について通知で示すこととします。なお、情報提供に関しては、厚生労働省としてもリスクコミュニケーションに一層取り組んで参ります。」の削除をお願いしたい。使用されたとの情報のある農薬について、分析によりその残留を保証することを、あたかも推奨するかのように読み取れてしまうので、回答から削除して頂きたい。世界各国での薬剤の使用や規制は様々であり、残念ながら、海外からの農薬使用情報は曖昧な点が多いと言える。さらに、現実的にみて、国内生産品も含め、圃場又は生産現場まで完全にトレースできる状況にはない。農薬等の使用情報が曖昧な状況の下、事実上、トレースできないものについて全ロット全項目の分析を強られる事にもなりかねない。当該文章はモニタリング時の対象農薬等を絞り込む指針として、別途通知して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	ご指摘の記載は、審議会における要請に基づき記載したものであり、削除はできません。なお、ポジティブリスト制度は、設定する全ての基準値の分析を求めるものではありません。使用された農薬等の情報把握に努め、これに従い効果的、効率的な検査を実施することが必要であり、この旨を明確にする目的から当該文書を記載しています。大切なことは、食品等事業者が自ら扱う食品に関する情報収集に努めて対応することだと考えます。
306	9(4)	民間の組織あるいは企業において残留農薬等の確認分析した結果について、公的に確認できるシステムを構築して頂くことを要望する。具体的には、厚生労働省の機関あるいは厚生労働省の指定(認定)分析試験機関等を利用して、民間の分析結果についての検証を行うシステムによって、民間での分析試験結果の精度確保を図り、信頼度の向上に繋げることができると考える。いわゆる依頼試験でなく、確認試験という位置付けにして、分析費用の負担の少ない形での取り組みを希望する。	社団法人日本植物油協会	D28	検査命令等、輸入時に行政判断に必要とされる検査を除いては、検査について特段の要件を求めているわけではありませんが、食品の安全性を確保するための検査である以上は適切な信頼性の確保が行われていることが必要です。民間分析機関の精度管理の向上に関しては、外部精度管理に参加する等の自助努力によるものと考えます。また、自主検査は、食品等事業者の責務として自ら取り扱う食品の安全確保を行うために実施するものと考えます。
307	9(4)	今回、県お茶室、経済連、農協職員、生産農家などへ連絡をとって見たが、農協職員、生産農家などは、この制度の存在自体を一切知らなかった。経済連から各農協へと、情報が伝達されていないのではないかとと思われる。 生産農家および農協関係者が、本制度を知らされないうちに、制度が確立しようとするところに、強い不安を感じる。	株式会社葉桐・浜地清春	D30・D60	厚生労働省では、ポジティブリスト制度について正確な理解を促すため、全国8カ所で意見交換会を実施するなど、本制度の周知に努めています。
308	9(4)	加工食品の収去検査よりも輸入原料の検疫検査を優先して強化していただきたい。また、収去検査時に国と自治体で判断に差が出ないように、統一した基準を作成、運用して戴くようお願いする。	味の素株式会社	D46	従来どおり適切な検査の実施に努めて参ります。なお、判断についても引き続き齟齬(そご)が生じないように努めて参ります。
309	9(4)	食品製造者に対する一層の行政指導をお願いする。製造者へのポジティブリスト制の徹底のため、地域の保健所等を通じて指導を推進して戴く必要があると考える。	味の素株式会社	D46	ご意見として承ります。
310	9(4)	規制にあたり、「食品衛生法第7条第2項の解釈に係る疑義について」(平成16年2月4日付け食安企第0204001号食品安全部企画情報課長通知)の考え方が的確に運用されるよう、関係機関への徹底をお願いする。 (同旨1件)	味の素株式会社・(財)食品産業センター	D46・D76	食品衛生法で規定する規格基準等に適合しない食品等を原材料として使用した場合にあっては、必要に応じ、公衆衛生上の観点から同法第54条に基づく対応、行政指導等の措置がなされます。ご指摘の通知は、特定の事例に対する取り扱いであり、処分の必要性等の考え方を示したものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
311	9(4)	それぞれの地方自治体が開発した分析法の定量限界が暫定基準値となる農薬成分があると、出荷元の県の分析では問題なかったものが出荷先の県の分析で問題となる場合が懸念され、生産現場では地方自治体毎に基準値が違う不公平な制度となり、流通現場では混乱を生じる恐れがあるため、厚生労働省は、予算措置を講じ、各地方自治体と協力し一斉分析法等を早急に開発するとともに、その一斉分析法等を各自治体が早急に導入するよう強く指導されたい。	十勝農業協同組合連合会	D49	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。厚生労働省では、分析法の一例として、開発を進めている分析法やその他の関連情報についてホームページ上に公開しており、また、自治体の分析能力についても向上を図っていくこととしています。
312	9(4)	農薬のドリフトにより、農薬散布時に十分注意をしていても、他の作物や周辺農地で基準を超えることも心配される。万一、基準を超えた農産物に対し、出荷停止などの費用負担を全て生産者等の農薬使用者に求めることは大きな負担となることが考えられるので、基準値の設定については十分協議した上で設定していただきたい。また、万一そのような事態が発生した場合は、原因を究明した上での慎重な対応をお願いしたい。 (同旨2件)	京都中央農業協同組合・京都府農業協同組合中央会・浜地清春	D6・D20・D60	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録残留基準などを参考に、暫定基準を設定します。暫定基準や一律基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、検討を行っており、制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが出来、また適正に使用される場合、残留基準を超えることはないと考えています。基準を超える農薬が残留する農産物の食品衛生法上の取扱いについては、従来と変わりません。
313	9(4)	検査体制について、通関時の検査体制を一層充実していただくとともに、厚生労働省と自治体で収去検査の際の判断に差が生じないよう、統一判断基準を作成し、運用いただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	ポジティブリスト制の導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査の検査項目を拡大することを予定しています。なお、判断についても引き続き、齟齬(そご)が発生しないよう努めて参ります。
314	9(4)	海外での圃場管理等、管理方法が妥当と認められる場合等は、生産地でのサンプリング分析による証明書を有効とするなどの制度を検討し、導入していただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	二国間協議により、輸出国における生産段階での農薬使用管理等及び輸出国の公的検査機関による輸出前検査が妥当と認められる場合は、当該検査結果の受け入れを既に行っています。なお、輸出国における検査結果の有無にかかわらず、輸入時においては、毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づくモニタリング検査を実施することとなります。
315	9(4)	いかなる場合に回収を命ぜられることになるのか、示していただきたい。	キッコーマン株式会社	D8	食品衛生法に基づく残留基準に適合しない食品等については、販売等が禁止されます。違反品が流通するおそれがある場合など、必要に応じて回収命令などの行政処分が行われます。
316	9(4)	今回導入される残留農薬等ポジティブリスト制は、従来の残留基準規制と大きく異なるため、残留農薬等ポジティブリスト制への企業としての一般的な対応方法を示してほしい。	キッコーマン株式会社	D8	現行の制度と比べ、基準の設定されていない農薬等が一定量をこえて残留する場合販売等が禁止される等、制度としては大きく変わっていることは事実です。ただ、適正に栽培されたもの等であれば、新たな制度のもとであっても違反にはならないと考えています。製造される食品等の適正な管理についてより一層推進いただけるようお願いいたします。
317	9(4)	ポジティブリスト制度が分析至上主義にならないよう、各方面に指導をお願いしたい。 (同旨1件)	島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合・日本エキス調味料協会等	D9・D10	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
318	9(4)	ポジティブリスト制の導入により、農業者や納入業者に対して、国内で使用されていない農薬や明らかに使用実態のない農薬の残留分析データの提供等の新たな要求が出されるのではないかと危惧する。流通業者・小売業者・食品製造業者等が、これらを要求する等の行為が発生しないよう、経済産業省、公正取引委員会等関係省庁とも連携し、監視とご指導をお願いする。 (同旨10件)	全国農業協同組合中央会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合等	D9・ D16・ D18・ D26・ D46・ D47・ D66・ D74・ D76・ D80・ D83	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。
319	9(4)	暫定基準リストにある700もの物質、更にはそれ以外の一律基準対応の物質を検査するとすれば、そのコストは膨大なものとなる。食品企業にとって、この負担は非常に重いものであり、問題ではないか。	Sino Analytica	F31	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。
320	9(4)	本制度の実施に当たり、国産品についても輸入食品と同じ基準で監視されるよう要望する。また、国産品に関する監視計画及び結果の公表を求めるとともに、検査機関の信頼性確保の方法について示されたい。	中国政府	G19	設定される農薬等の基準は、輸入食品及び国内品とも同じ基準が適用されます。残留検査計画及び検査結果については、輸入食品の輸入時検査については国において、国産食品等の国内流通品は各都道府県において公表しています。また、検査結果の信頼性を確保するために、業務管理の実施について法的に規定しており、必要に応じて査察を行っています。
321	9(6)	国の主導で本制度に関連する調査・研究をお願いしたい。 ① 食品中に「不検出」とされた動物薬等を投与した場合に、畜産物・水産物の筋肉、骨、脂肪、内臓等の部位にどのように移行し蓄積するかの確認試験をお願いしたい。 ② 食品中に「不検出」とされた農薬等が、食品加工工程(加熱処理等)でどのように変化(分解等)するか確認試験を実施して頂きたい。 ③ 魚類において食物連鎖、生体濃縮によって、農薬等がどのように蓄積されているか、主要な海域(国内外)につき調査して頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	「不検出」基準は、原則、毒性評価に基づき閾値が設定できないことから設定されるものであり、このような農薬等にあつては、使用されるべきものではないと考えます。なお、魚類に使用される農薬等に関しては、使用方法に基づき残留基準が設定されるものであり、一般的には養殖魚が対象となるものと考えます。このため、人為的な汚染等が発生しない限り、食物連鎖や生体濃縮はないものと考えます。
322	9(6)	海外の行政機関及び生産者、輸入業者へ対する情報提供を徹底し、協力の取り付けをして頂きたい。 (同旨3件)	日本エキス調味料協会・丸紅株式会社等	D10・ D13・ D24・ D46	ポジティブリスト制度については、暫定基準案などについてこれまでに3度にわたり、国内外から意見募集を行うなどを行っているほか、リスコムコミュニケーションなどの機会を通じて、制度の周知及び理解の促進に努めています。
323	9(6)	錠剤、カプセル等に加工された健康食品においては、濃縮度合いが必ずしも明らかにされているとは言えず、また一種類の原材料から校正される場合はむしろ少なく、その点で十分な自主的取り組みの必要がある。健康食品をどの程度摂取すれば暴露量の許容範囲を超えるのかといった試算も必要となるし、分析方法についても、一般の食品と異なった方法が必要になるものと考ええる。今後、当団体として考えをまとめていきたい。	NNFAジャパン	D11	ご意見として承ります。
324	9(6)	暫定基準値、従来からの残留基準値の作物別の一覧表を策定のうえ御省のHPに掲載願いたい。	丸紅株式会社	D13	食品中に残留する農薬等の基準については、従前は食品ごとに定め告示していたところですが、本制度の導入や農薬取締法による農薬登録と同時に残留基準を設定することを踏まえ、平成16年9月に農薬等ごとに残留基準を告示する形式に改めたところであり、その活用をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
325	9(6)	ポジティブリスト制度を分りやすく解説した資料(英語・中国語他)を作成の上、広く提供頂きたい。	三井物産株式会社	D17	解説は、自ずと日本語が中心になりますが、可能な範囲で、英文等の作成に努めていきます。
326	9(6)	法施行後の農薬使用者への周知の方法、あるいは制度の運用にあたっては、農水省と連携して対応されたい。 (同旨6件)	京都府・全国農業協同組合中央会等	D2・D6・D20・D22・D24・D40・D47	ポジティブリスト制度の検討などにあたってはこれまで農林水産省と連携し取り組んできたところです。今後も、農林水産省等の関係省庁とも連携し本制度の適切な運用について推進していくこととしています。
327	9(6)	アジアモンスーン地帯では高温多湿の気象条件にあり、ヨーロッパや北アメリカに比較して病害虫の発生も多く、農業生産を維持するために農薬使用量も相対的に多い。我が国の病害虫防除の必要性和生産の多様性を把握して科学的な根拠による基準設定を行い、我が国の農業生産に過剰な規制とならないよう配慮されたい。 (同旨4件)	京都府・全国農業協同組合中央会等	D2・D6・D9・D40・D47	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定するものです。制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが可能であり、また適正に使用される場合にあつては、残留基準値を超えることはないと考えています。更に、今後新たに登録される農薬については、登録に先立ち、食品衛生法に基づく残留基準が設定されますが、基準の設定にあつては、使用基準に基づく残留試験成績と食品摂取量に基づき設定することとしており、残留基準が農薬使用に対して過剰な規制になるものとは考えていません。
328	9(6)	生産者が安心して農業を続けていくために、基準値を超過しない栽培・防除の方法・技術等が確立された後に基準値の設定をお願いしたい。	京都府農業協同組合中央会	D20	ポジティブリスト制度の施行にあつては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定するものです。制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが可能であり、また適正に使用される場合にあつては、残留基準値を超えることはないと考えています。更に、今後新たに登録される農薬については、登録に先立ち、食品衛生法に基づく残留基準が設定されますが、基準の設定にあつては、使用基準に基づく残留試験成績と食品摂取量に基づき設定することとしており、残留基準が農薬使用に対して過剰な規制になるものとは考えていません。
329	9(6)	クロルプロファム(IPC)について、1992年10月27日に告示された分析法「クロルプロファム試験法」で、定量限界は、0.001ppmとなっていた。出典:厚生省生活衛生局食品化学課監修の「残留農薬基準便覧」第一版(日本食品衛生協会 1994/07/15発行)第三版(日本食品衛生協会 1999/07/15発行)その後、1999年11月22日に試験法の改定が行われ、「エスプロカルブ、クロルプロファム、チオベンカルブ、ピリブチカルブ及びベンディメタリン試験法」で、クロルプロファムの定量限界は0.01ppmとなった。定量限界を緩和された理由はなにか。	反農薬東京グループ	D21	定量限界は、分析法に技術的に依存するもので、特段の理由ははありません。